西東京市街路灯修繕工事実施要領

#### 第1 目的

この要領は、市内の夜間における交通の安全を図るため、街路灯(装飾灯を含む。以下同じ。)を管理する自治会若しくは商店会又はこれに類する団体(以下これらを「団体」という。)に対し、市が管理者に代わって街路灯の修繕を行う工事(以下「工事」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

# 第2 対象街路灯

工事を実施することができる街路灯(以下「対象街路灯」という)は、市道(認定外道路を含む。) を照らしている街路灯のうち、第3の申請の際に現に設置されているものとする。

- 2 工事は、現在の街路灯の機能を維持するためのものであって、機能や見た目の向上を目的にしないものに限る。
- 3 工事は、予算の範囲内において、市費により、市長が実施するものとする。

### 第3 工事の申請

工事を申請する団体は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

# 第4 工事の決定

市長は、第3の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者にその旨を通知する。

2 市長は、前項に規定する工事の決定に当たって、必要な条件を付すことができる。

## 第5 工事の内容変更等

申請者は、第3の申請の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

#### 第6 その他

この要領に定めるもののほか工事に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。